

～ 申請前にご確認ください～

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を実施します。減免対象外となる場合もありますので、申請前に、下記基準に該当するかご確認の上、申請手続きをお進めください。

新型コロナウイルス感染症の影響について

- ◎ 今回の国民健康保険税の減免は、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の生計維持者の収入が減少、あるいは新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った世帯が対象です。
- ◎ 昨年中の離転職などにより収入が減少しているなど新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合は減免対象外です。

主たる生計維持者の減収について

- ◎ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」とします。）が減収になっている方が対象です。主たる生計維持者とは、国民健康保険税の納税義務者（国民健康保険の世帯主。擬制世帯主を含みます。）のことで、なお、主たる生計維持者が国民健康保険税の納税義務者と異なる場合に世帯主変更などにより減免対象世帯となる場合があります。
- ◎ 主たる生計維持者以外の方が減収の場合には、減免対象外となりますのでご注意ください。

主たる生計維持者の前年中の所得について

- ◎ 主たる生計維持者に令和元年の所得がない場合には、収入が減少していても減免対象外です。
（例）令和2年の収入が給与収入50万円のみの場合、給与所得は0円となります。
⇒減収となる収入の令和2年の所得額が0円の場合、減免額が生じないため減免対象外です。

主たる生計維持者が会社都合などによる非自発的失業者の軽減制度の対象となる方について

- ◎ 非自発的失業者の軽減制度の対象となる方は、給与所得を100分の30とみなして保険税の軽減を行う（別途申請手続きは必要です。）ため、給与収入の減少に伴う今回の減免制度では対象外とされています。

対象となる減収となる収入について

- ◎ 減収となる事業収入等について、令和3年年間見込額が前年収入額から30%以上減少してなければ減免対象外です。
- ◎ 年間見込額は申請日時時点で想定できる範囲（収入回復の事情が見込まれない場合は現状が続くものと想定）で計算してください。ただし、年間見込額が実態と乖離している場合には減免取消とする場合もあります。

所得要件について

- ◎ 主たる生計維持者の令和2年分の合計所得が1000万円、または減収分以外の所得が400万円を超える場合には、減免対象外となります。

死亡又は重篤な傷病を負った世帯について

- ◎ 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯が減免対象です。
- ◎ 申請にあたって死亡診断書または医師の診断書を提出ください。（診断書料は自己負担となります。）
- ◎ 『重篤な傷病』の定義は、1か月以上の治療を有すると認められるなど新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合です。（令和2年5月11日厚生労働省Q & Aより）